

「スローガン」から「システム」へ

青少年の社会参画の推進方策について

豊島区青少年問題協議会専門委員会中間報告

< 目次 >

1	はじめに	1
2	青少年の参画推進の理念と基本的考え方	1
	(1) 青少年の参加機会の整備	1
	(2) 子どもの心の成長における参画の意味	2
3	わが国における参加・参画をめぐる動向	3
4	豊島区等における参画の状況と課題	3
5	青少年の参画の推進について	3
	(1) 「大人の役割」と「子どもの役割」	3
	(2) 青少年の参画の具体的推進方策について	4
	(3) 青少年の参加・参画を進めるために	4
6	まとめ	7
	(1) 大人の意識と態度の変革	7
	(2) 地域の子育て機能の促進.....	7
	(3) 子どもの自立性、社会性を育てる体験.....	7
	(4) 子どもが社会参画できるシステムづくり.....	7
	注 釈	8

【参考資料】

- 別添 1 東京都豊島区青少年問題協議会専門委員会の経過
別添 2 青少年懇談会発言要旨

1 はじめに

平成11年6月11日に豊島区長から豊島区青少年問題協議会に対し、「青少年の地域社会への参画の促進について - 『体験が育む自立性と社会性』その施策と支援のあり方 - 」について諮問を受けた。そこで当協議会は専門委員会を設置し、青少年の参加・参画の機会の整備、すなわち子どもの意見表明の機会の保障と意見の聞き方の整備及びそのための環境整備に関する方策について議論、検討を重ねてきた。また、中学生、高校生、大学生を対象とした青少年懇談会を開催し、青少年の率直な意見、提案を踏まえ、具体的な施策の推進方策についても検討を進めているところである。

本中間報告は、青少年の参画推進理念と基本的考え方、及び青少年の参画の推進方策について述べたものである。より具体的、総合的な報告については今後一層の検討を深め、最終報告を行う予定である。

なお、自主性、社会性の育成については、家庭が大きな役割を担っている。しかし、家庭教育については、その間口が広く奥行きも深い。そのため、今回の検討には含め切れなかったことを申し添えたい。

2 青少年の参画推進の理念と基本的考え方

(1) 青少年の参加機会の整備

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）では子どもの「最善の利益」の保障が社会の中心的関心事でなければならないことが明記されている。子どもの最善の利益を保障するためにこの条約がとった手立ては、大人による権利擁護と子どもによる権利行使による権利保障という2つの方法である。つまり、従来大人による子どもの権利擁護だけでなく、子ども自身による権利行使が加わったことがこの条約の最も特徴的な内容となっている。

本条約の最も重要な一般原則の一つであり、子どもによる権利行使を確実なものにするための象徴的な方策としては、同条約第12条第1項の意見表明権と第2項の意見を聴く機会の保障が挙げられよう。また、1998年には国連児童の権利に関する委員会から日本政府に対する勧告が発表され、子どもに影響を与えるいかなる法改正、司法的・行政的決定においてもまた、民間活動も含めた全ての事業及びプログラムの発展及び実施においても、子どもの意見が適切に反映されることを確保するべきであるとする見解が明らかにされている。

豊島区青少年問題協議会専門委員会としても討議の中で、子どもの意見表明権の重要性の確認を行うとともに、子どもに関わる全ての施策、プログラム等の検討や実施に当たって子どもの意見を聴く機会の保障をするための具体的な方策を整備する必要性についても認識を深めた。すなわち、これまでのスローガンとしての「参加・参画」から、社会のシステムとしての「参加・参画」機会の創出が求められており、その具体的な方策を提案することが本専門委員会のミッションであることが確認できよう。なお、参加・

参画の機会の創出に当たっては、参加・参画機会を高いレベルで確保・保障することが重要となる。ロジャー・A・ハート氏（ 1 ）はこうしたレベルの確保への注意を喚起するため参加を8つの段階（1 操りの参画 2 お飾り参画 3 形式的参画 4 与えられた役割の内容を認識した上での参画 5 大人主導で子どもの意見提供ある参画 6 大人主導で意志決定に子どもも参画 7 子ども主導の活動 8 子ども主導の活動に大人も巻き込む）に区分し参加・参画の評価の視点を用意している。わが国では子ども会組織のなかでも「大ども会」（＝大人どもの会の意）や「親ども会」（＝親どもの会の意）など子どもの自主性をないがしろにする、大人中心の運営を指摘する言葉がしばしば使われるように参加・参画のレベルは必ずしも高いとはいえない。大人の関与を極力排除し、子どもの自主性や主体性を尊重した高いレベルの参加・参画の機会の確保の視点も重要である。

【参考】1998年国連児童の権利に関する委員会勧告本文35 「委員会は、条約の一般原則、特に差別の禁止（第2条）、児童の最善の利益（第3条）及び児童の意見の尊重（第12条）の一般原則が、単に政策の議論及び意思決定の指針となるのみでなく、児童に影響を与えるいかなる法改正、司法的・行政的決定においてもまた、全ての事業及びプログラムの発展及び実施においても、適切に反映されることを確保するために一層の努力が払われなければならないとの見解である。……。」

(2) 子どもの心の成長における参画の意味

子どもは他者との関わりや自発的興味、関心を試行してみることで自己を確立し、他者との関わり方を学習し、集団における適応の仕方、自己実現の仕方を学んでいく。子どもの社会参画を促す試みは多様な他者と関わることを提供し、こうした子どもの心の成長を促すことが期待できる。また地域社会の一員として遇されることで社会的存在としての自分を自覚したり、子どもたちが家庭、学校以外の居場所を得ることができる。

社会参画で可能な体験	期待される効果
1 多様な他者との関わり	対人スキル・セルフコントロール
2 自発的興味、関心事の試行	自立性・健康な自己愛
3 集団活動	適応、自己表出、グループまたは地域における所属感

3 わが国における参加・参画をめぐる動向

わが国でも、子どもの意見表明の機会づくりに向けての様々な取り組みがなされてきている。例えば杉並区の「ゆう杉並」のように、児童館の建設や運営に子どもが参加し大きな成果を上げているところや、子ども議会（会議）など行政施策に子どもたちの参加の機会を設定しているところ、学校運営への参加・参画として校則改正への参加やいじめ問題解決への参加なども取り組まれている。また、チャイルドライン（ 2 ）やCAP（ 3 ）、そして兵庫県川西市のようなオンブズパーソン制度（ 4 ）の導入、神奈川県川崎市の子どもの権利条例（ 5 ）の制定への動きなど少ないながら次第に参加・参画の機会づくりとそのための支援への取り組みが進んできている。

4 豊島区等における参画の状況と課題

豊島区では、児童館において児童館事業や日常の運営について「子ども会議」が開催されているところもある。児童館の実情に応じて開催回数や実施形態は異なるが、意見表明をする場が設定されている。また地域においては、地区青少年育成委員会等の行事を企画、実施する際に小・中学生を含んだ実行委員会が組織され、子どもの意見を尊重しながら進めたという例がある。

東京都では、青少年問題を中心に都政の課題について協議し、東京都青少年問題協議会へ参加し意見を表明する「青少年懇談会」が設置された経緯がある。他区においても子ども議会や子どもや青少年が区の広報活動に参加するなど、参加・参画の機会づくりへの取り組みが見られる。

しかし、一般的には参加の機会は少なく、受け身的であったり、意見の代表性、有効性について疑問視される面もある。いかに子どもや青少年が積極的に参加・参画できる機会をつくり、子どもの意見を反映できるようなシステムを創出するかが課題である。

5 青少年の参画の推進について

(1) 「大人の役割」と「子どもの役割」

子どもの権利条約の考え方は、権利行使をするという「子どもの役割」を重視している。その上で権利擁護や参加・参画機会の保障という「大人の役割」が重要になってくる。本中間報告では「大人の役割」について中心に取り上げることとする。

なお、子ども自身の役割については子どもや青少年自身が検討に加わり、別に官・民・子どもや青少年が共同で策定する行動計画のようなかたちでまとめることが適当であろう。

(2) 青少年の参画の具体的推進方策について

青少年の参加・参画の推進を図るためには考え方の普及と4つの分野（子ども社会・地域社会・行政施策・学校）での機会づくりと、参加が苦手な子どもたちへの配慮を含めながら、以下の5つのステージで具体的方策を考えることが必要になる。

- 1 「大人」「子ども」共同参画の考え方の普及 PR・研修等
- 2 遊び集団の再生や居場所づくり 子ども社会への参画
- 3 ボランティアなどの地域活動や文化の伝承への参画 - 地域社会への参画 -
- 4 青少年に関わる事業への意見反映の仕組みづくり 行政施策への参画 -
- 5 地域に根ざした教育の充実 - 学校における参画

なお今後の具体的施策の提案に当たっては、5つのステージそれぞれに3つの視点をもって今後検討することとしたい。その一つ目が参加・参画の基本となる「自主性と社会性の育成」、二つ目が「社会参画へのきっかけとなる体験」、そして三つ目が「参画の機会づくり」の視点である。

(3) 青少年の参加・参画を進めるために

本中間報告では、速やかに施策や活動の実施に向けて検討されることが期待される項目について下記のとおりまとめた。これらはその実施に向けた検討や調整に時間がかかるものや、緊急に施策化することが求められるものなどである。なおこれらの事業の検討や実施にあたっては、行政、民間団体、住民そして青少年自身とのパートナーシップが不可欠となる。ここに掲げた項目以外にも専門委員会の場はもとより青少年問題協議会や青少年懇談会の機会に多くの提案がなされた。こうした提案も含めた総合的・包括的報告については今後一層の検討を深めた上で最終報告で行うこととしたい。

1 青少年のための大型センターの設置と運営参加・参画 - 統合後の学校施設の活用 -

子どもや青少年の自主的な活動の場、居場所、交流の場の重要性が叫ばれている。グループ活動やバンドやストリートダンスの練習のための部屋や、交流や談話ができる広いロビースペースなどが想定される。こうした活動の場として統合後の学校施設の積極活用が考えられる。

なお、管理や指導のための大人の配置は極力抑制し、青少年の自主的な管理と部屋やスペースの自由な利用の確保を原則とした施設とするべきである。

2 外遊び等総合推進施策の策定

情緒の安定や社会性の獲得、健康の増進に関する外遊びや群れ遊びの有効性については国内はもとより国外でも心理学や社会学、教育学、医学の分野の諸研究によって明らかになってきている。外遊びや群れ遊びの不足が近年の青少年の問題行動の原因の一つであると、心理や教育、福祉、保健等の臨床現場からも指摘されている。本報告との関連で言えば青少年の社会参加・参画の体験的学習の絶好の機会として外遊びや群れ遊びは位置付けられよう。

従来、外遊びや群れ遊びは「たかが子どもの遊び」として軽視されてきた。しかし、その後の子どもたちの生活環境の激変により、このまま推移するとその存在自体が消滅してしまう恐れも否定できない。外遊びの振興は地域で子どもに関わる関係者が共同して取り組まなければ実現できない性格の事業である。そのため外遊びの推進のための総合的な施策の形成が重要となる。学校の校庭開放の促進や利用しやすさの向上を図ったり、児童館職員やPTAが校庭や公園等で遊びのきっかけづくりをしたり、冒険遊び場（プレイパーク）などの設置等が考えられる。

なお、これらに加えて外遊びの安全確保のための手立ても検討されなくてはならない。

3 子どもセンターの設置と運営参加・参画

子どもセンターは、子どもに関わる各種情報を集約し発信するセンターとして文部省の補助事業となっているものである。学校関係者や保健、福祉、警察、育成委員会、PTA等様々な地域の子ども関係者が参加した場で、子どもセンターの事務局は児童館に置くことが現実的であろう。

なお、子どもセンターの設置・運営に当たっては、子どもや青少年の参加を基本に、子どもたちの意見・提案を活かしていくことに留意しなければならない。

4 子ども青少年会議（議会）〔仮称〕の開催

従来、子ども議会という形式で全国各地で取り組まれてきた施策である。しかし、形骸化への指摘や、子どもや青少年の発言する意見の代表性や効果が疑問視されてきていた。そこで子ども会議（議会）や青少年懇談会などの他自治体の先駆的活動を踏まえ、子どもや青少年が討議し社会に提案する仕組みとして子ども青少年会議を構想した。

5 青少年問題協議会等への子どもや青少年の参加・参画

国連の子どもの権利委員会の勧告に指摘されているように、青少年に関わる行政施策や民間活動の計画や実施に当たっては、青少年の意見反映の機会をつくることが原則となる。当然、各種協議会や委員会でも子どもや青少年の意見を聴く仕組みを設けることが必要となってきた。

例えば子ども関係の協議会の代表的なものとしては青少年問題協議会が挙げられる。青少年問題協議会に子どもの会議を付置するなど、青少年の意見を協議に反映させる手立てを講じなければならない。また、児童館や公園等の子どもが利用する施設の建設委員会などにも同様に子どもの意見反映の機会を講ずるべきである。その他の子どもに関わる施策やサービスについても可能な限り子どもの参画を保障することが適当である。

6 青少年の社会参加・参画の行動計画の策定に向けた検討

青少年の社会参加・参画は、参加・参画を通じた体験学習の機会としての意味と社会的意思決定に子どもや青少年が参画するという社会的な意味の2つがある。いずれの意味からも行政や民間活動のほとんど全てに関係し、短期的取り組みでは実現できない性格を有している。いわば子ども大人共同参画型社会の実現に向けての長期的な行動計画を、子どもや青少年の参加を得て策定し継続的な改革を推進していく必要がある。

7 その他

子どもや青少年の社会参加・参画の機会の創出にとどまらず、子どもの人権の周知と、行動計画の策定、権利保障の仕組み等を定めた子どもの権利条例等《仮称》の制定が重要となる。行政の子ども関係施策の基本原則を定めたこうした条例の制定は、行政の姿勢や考え方を区の内外に示す意味があるとともに、今後取り組まれる各種施策の明確な根拠となる。今後、子どもの権利条例等《仮称》の制定に向けた検討が期待されよう。

次に、子どもオンブズパーソンの設置に向けた検討である。子どもや青少年の参加・参画の機会をつくるだけでは、子どもの意見表明の機会を保障したことにはならない。子どもや青少年の側に立った代弁者の役割を持つ大人の存在も欠くことができない。わが国では兵庫県川西市がこの制度を取り入れている。しかしこの種の制度の活用に当たっては実務的に課題も多いことから十分な検討が事前になされる必要がある。

6 まとめ

青少年の自立性、社会性を育て地域社会に参加・参画しようという意欲を育てるためには以下のことが必要になる。

(1) 大人の意識と態度の変革

家庭、学校、地域において青少年の自立性、社会性を育てるために具体的にどのような意識、態度で臨むべきかという基本的なことを理解する必要がある。大人の管理的、支配的態度、トップダウン方式は子どもの自主性、主体性を育てないし、真の主体性を持たない子どもは本当の意味での社会性を持ってなくなる。また過保護、過干渉も同様である。要は子どもが試行錯誤する過程を見守る寛容さと忍耐力を家庭、学校、地域において大人が持たなければならない。

(2) 地域の子育て機能の促進

少子化、家族形態の多様化に伴い、子どもを持たない大人、学齢期の子どもがいない家族が増加している。子どもたちが何らかの活動をする場合、このような大人たちの理解、協力がないと現実化しにくい現状がある。そのため家族に子どもがいるかどうかに関わらず、子どもは全ての大人の財産であり、地域のレベルで育てていくことが自分たちの生活にも関係のあることなのだと理解してもらわなければならない。そのためには広報、学習の機会の提供、実際に子どもたちと関わる場や機会の提供が必要である。

(3) 子どもの自立性、社会性を育てる体験

子どもの自立性、社会性を育てる体験は家庭、学校、地域のどの領域においても大人側の意識と態度の変革があれば可能である。家庭においては家族の一員として自分のできることは自分でする習慣をつけ、発達年令に応じた手伝いをさせることで自分は家庭という小さな社会のなかで役立つ存在であることを体験できればいい。学校においては子どもたちが自主的に活動できる機会を意図的につくることができるだろう。また地域においても子どもたちを社会の一員として受け入れ、ともに地域活動をしていく仲間として待遇すれば自立性、社会性を育む一助となるだろう。

(4) 子どもが社会参画できるシステムづくり

子どもたちが自主的に何かをしたいと思ったときにそれが実現できるシステムが必要である。まず子どもたちの要望を吸い上げられること、次に実現に向けて必要な部分はサポートが得られること、実現できる場や機会を得られることである。特に子どもや青少年に関する機関の横の連携が必要とされる。また社会参画の代表的方法として子ども会議の実現が期待される。

注 釈

(1) ロジャー・A・ハート

ニューヨーク市立大学環境心理学及び発達心理学教授。

主に子どもを取り巻く物理的環境と子どもの発達との関連に焦点を当てた研究を行い、「子どもの参画」の重要性や「参画のはしご」の理論等を提唱し、この研究分野の世界的な第一人者である。現在ユニセフの協力を得て、世界各地で様々な先進的プログラムのアドバイザーとして活躍している。

(2) チャイルドライン

1986年にイギリス国内全域に設立された、子どものための24時間対応の電話によるヘルプライン。子どもたちがいじめや虐待により苦しんでいる時等、精神的に強く生きられるように手助けすることを目的とする。

世田谷では民間主導、行政支援の形で実施されている。

(3) CAP (キャップ)

Child Assault Prevention (子どもへの暴力防止) の略。1978年にアメリカオハイオ州コロンバスのレイブ救援センターが始めたプログラム。子どもが暴力から自分を守ったり、子どもの権利意識(自分を大切に思う気持ち)を育てるための人権教育プログラムであり、NPO(民間非営利組織)等によって展開されている。

(4) オンブズパーソン制度

「オンブズマン」は1809年にスウェーデンにおいて創設された制度で、国民に代わって行政苦情の解決や行政の適正運用の確保を図るために行動する人をいう。

最近では両性を示す「オンブズパーソン」が多く用いられている。

「子どもオンブズパーソン」は子どもの人権侵害の救済、人権の擁護及び人権侵害の防止、その他人権擁護のため必要な制度の改善等の提言に関することを職務とする。

兵庫県川西市「子どもの人権オンブズパーソン条例」

愛知県海部郡美和町「子どもの権利」市民オンブズマン

(5) 子どもの権利条例

地域社会である自治体が権利条約の実施主体のひとつとして、子どもたちを取り巻く問題・課題解決の方向性を子どもの人権という視点から、子どもの権利保障を実質的に進めていくことを宣言し、その内容を条例化しようとするものである。

神奈川県川崎市「川崎市子どもの権利に関する条例」

大阪府箕面市「箕面市子ども条例」

東京都豊島区青少年問題協議会専門委員会の経過

会議種別	開催日時	主 な 協 議 内 容 等	配 付 資 料
平成 11 年度 第 1 回 定例協議会	平成 11 年 6 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長から「青少年の地域社会への参画の促進について - 『体験が育む自立性と社会性』その施策と支援のあり方 - 」について諮問 ・ 専門委員会を設置し、諮問について調査審議を付託することを決定 ・ 専門委員 7 名を選出 	
第 1 回 専門委員会	7 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員委嘱 ・ 会長に西郷委員、副会長に神村委員を選出 ・ 専門委員会の今後のスケジュールについて ・ 検討を進めるにあたっての年齢的な目安について ・ 専門委員会における調査・検討項目について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現代青少年の向上・奉仕に対する意欲 ・ 区及び児童館における青少年の参加・参画状況 ・ 社会福祉協議会におけるボランティア活動推進事業 ・ 育成委員会行事における青少年の参加状況
第 2 回 専門委員会	9 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議の焦点 = 青少年の参加の機会とレベルについて ・ 行政と団体及び団体間の連携のあり方について ・ 参加の権利と権利行使の上での責任のあり方について ・ 大人側の体制から見た参加・参画の現状について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計関係資料 ・ 区における青少年の参加・参画事業関係一覧 ・ 参画のはしご（第 2 回 Y N I アジア地域会議資料）より抜粋
第 3 回 専門委員会	12 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大人と子どもの意識及び活動における調整とその方法について ・ 学校教育の変革と週 5 日制の実施にあたっての社会への参加・参画について ・ 家庭・学校・地域におけるネットワークの重要性について ・ 中間報告に向けて 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童館における「子ども会議」等実施状況及び対応例 ・ 青少年の参加・参画による事業の具体的事例
第 4 回 専門委員会	平成 12 年 2 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の参画推進の理念と基本的な考え方について ・ 豊島区等における参加・参画の状況と課題について ・ 「大人の役割」と「子どもの役割」について ・ 青少年の参加・参画の具体的推進方策について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門委員会の経過 ・ 青少年の社会参画の推進方策について - 「スローガン」から「システム」へ - 中間報告（骨子案）
平成 11 年度 第 2 回 定例協議会	3 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問に対する専門委員会の中間報告 ・ 中間報告における全体協議 	

会議種別	開催日時	主 な 協 議 内 容 等	配 付 資 料
第 5 回 専門委員会	平成 12 年 5 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な推進方策の提案について ・青少年との懇談会について 	<ul style="list-style-type: none"> ・「青少年の参画の具体的推進方策について」に関する具体的提案について ・23 区における青少年の意見表明・行政参加等事業一覧
起草委員会	7 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告（素案）の検討 	
第 6 回 専門委員会	7 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ「僕たち・私たちのやってみたいこと」 ・遊びや居場所について ・ボランティアや地域活動について ・社会・区役所などに対する意見反映の仕組みについて ・学校について ・参加青少年 24 名 （中学生 9 名 高校生 13 名 大学生 2 名） ・3 グループにわかれて懇談、発表 	
第 7 回 専門委員会	8 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告（素案）の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の社会参画の推進方策について -「スローガン」から「システム」へ- 中間報告（素案）
平成 12 年度 第 1 回 定例協議会	9 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問に対する専門委員会の中間報告 ・中間報告における全体協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員会の経過 ・青少年懇談会発言要旨

青少年懇談会発言要旨

開催日時 平成 12 年 7 月 21 日 (金) 午後 2 時 ~
 会場 生活産業プラザ 7 階 会議室 1 ・ 2
 テーマ 「僕たち・私たちのやってみたいこと」
 実施形態 青少年 24 人 (中学生 9 人 高校生 13 人 大学生 2 人) が 3 グループにわかれて
 懇談、自主的に司会・進行・発表を行う。

項 目	意 見 ・ 提 案
(1)遊びや居場所について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童館にプロレスのリング ・ゲームセンター ・畳のある体育館 ・カラオケ ・バスケット (部活ではなくて) ・柔道 ・映画を見たい ・一人旅をしたい ・まつりにいきたい ・友達がたくさん居るところでしゃべりたい ・安い場所 ・公園 (イヤな顔をされない所) ・24時間居られる場所 ・まわりに迷惑をかけないで騒げる場所 ・気軽に仲間が集まれる場所 ・自然な感じでいられる場所 ・ゆったりした時間 ・野球をするための物、場所、人がほしい ・遊ぶためには楽器、お金、仲間が必要 (友達づきあいが苦手な子に対し) ・積極的に自分から話す ・家に呼んで一緒に遊ぶ ・相手の様子を見る ・無理にでも引き込む ・自分から入る環境を与えることで入れると思う
(2)ボランティアや地域活動について	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアは児童関係や障害者福祉施設で夏休みにする。小さい子が好きだし、手話サークルに参加した。ボランティアをやったことのある人が自分の体験を話してあげればわかりやすい。 ・板橋のジュニアリーダーで児童館キャンプの手伝いをする。中学生から社会人まで集まっていておもしろい。 ・ボーイスカウトに入っていて、障害者と共にキャンプをするなどして楽しい。 ・地域のまつりに参加している。友達に会えることや、まつりの明るさにふれて気分の発散になる。 ・障害者を含めて困っている人に対してボランティアをしたい。時間が無くても、簡単にできることがあると思う。どんな活動があるのかわかっている人が少ないので、伝えるべきだと思う。 ・まつりは大好きだがなかなか見つからない。早めに情報を知りたい。児童館や図書館へもなかなか行けないので学校にも情報を入れてほしい。 ・ボランティアは自分のためにやるもの、今はできないが、チャンスがあればやりたい。 ・ボランティアをしたことがないので実態がわからない。 ・やったことはないが、老人福祉に関わってみたい。 ・朝のラジオ体操時にごみ拾い等はやれそう。 ・点字を打ってみたい。 ・ボランティアは自分も楽しんでその人の為になる。地域活動は楽しいとわかれば参加が増えると思うので企画に工夫がほしい。 ・申込み用紙や情報をもっと身近に目に入るように工夫してほしい。 ・やることによってプラス、メリットを感じられるものを。(楽しいなど) ・学校がもっと積極的に呼びかける。

項 目	意 見 ・ 提 案
(3)社会・区役所などに対する意見反映の仕組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ やってほしいことは特にない。 ・ 希望したことが実現しないのであきらめてしまう。(何ともいえない) ・ 遊び場を増やしてほしい。 ・ 学校が統合したあとの体育館施設などをそのまま使わせてほしい。 ・ 誰でも書ける落書き場(意見発表の場) ・ もっと給料を上げて、自覚のもとに地域の活性化をしてほしい。競争意識をもって行政をやってほしい。 ・ 沖縄サミットを通じて、子どもの意見を反映してくれるチャンスをたくさん作ってほしい。 ・ ふだんは学校との関わりだけなので、たまには外の世界(違う学校、違う友達)に目を向けて考えを固執しないようにしていきたい。 ・ 区役所に対する意見とあるが、区役所が何をしているかわからないのでわかるものがあればいいと思う。 ・ 学生のネットワークづくりで行政に意見を出す。地域と学校の強い関係を作るためのバックアップをしてもらえれば、もっと充実すると思う。 ・ 今何をやっているのか知りたい。知る方法を知りたい。 ・ もっと地域、学校で教えてもらえる場を設けてほしい。 ・ 区がこんなことをやっていることを知ってよかった。もっと増やしてほしい。 ・ 今日のようなことを各学校で実施して、区役所に持っていくというのはどうか。 ・ 区からアプローチがなければ、接点がない。
(4)学校について	<ul style="list-style-type: none"> ・ クーラー ・ エレベーター ・ 自販機 ・ たまり場 ・ ゲーム ・ 安い学食 ・ いつでも入れるシャワールーム ・ プロを呼ぶ。また指導者自身の体験を学ぶ。(パンの焼き方、釣りの仕方) ・ 卒業生がきて、高校受験や高校選びについて話していった。これからもあるといい。 ・ 将来のことにに関して、職業的なこと等を教えてほしい。 ・ 仕事や活動についての話を聞かせてほしい。いろんな職業を体験する。 ・ 外でボランティアをやってみたらよい。 ・ 外でまで勉強したくない。 ・ 生きるか死ぬかの限界を体験。(生命について大切さがわかるようになる) ・ お年寄りや主婦の人から子育ての大変さを学びたい。 ・ 金八先生のような目上の人から学ぶことは重要。昔の苦労がわかって良い。 ・ 教育者に対してリコールを取り入れてほしい。 ・ 授業を自分で選べるのが望ましい。 ・ 目安箱のように、箱と紙を用意して意見を出せるようにしてほしい。 <p>(校則改正、先生に対して)</p>
(5)そのほか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本は恵まれすぎている。ハングリー精神がない。 ・ 成績で将来を決めることはどうなのか。 ・ 小遣いが少ない。 ・ 遊び場が少ない。 ・ 大声が出せる所が少ない ・ 18禁がなぜあるのか。